

少年補導員運用要領の制定について（例規通達）

令和元年 7 月 4 日

本部（少）第 9 号

〔沿革〕 令和 4 年 6 月本部（少）第 34 号、8 年 3 月本部（警務）第 17 号改正

少年補導員を効果的に運用するため、少年補導員運用要領を別添のとおり制定し、令和元年 7 月 22 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本例規通達の実施に伴い、少年補導員制度運営要領の制定について（平成 22 年 3 月 8 日付け本部（少）第 11 号）は廃止する。

別添

少年補導員運用要領

第 1 趣旨

この要領は、少年補導員の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 少年補導員

1 委嘱

(1) 少年補導員は、署長から適任者として推薦のあった者のうちから本部長が委嘱する。

(2) 人身安全・少年課長は、(1)の委嘱をされた者に対し、委嘱状（別記様式第 1 号）、少年補導員身分証明書（別記様式第 2 号）及び記章（別記様式第 3 号）を交付（当該少年補導員を推薦した署長経由）するものとする。ただし、再委嘱する者に対しては、新たに少年補導員身分証明書及び記章は交付しないものとする。

2 適任者の推薦

(1) 署長は、本部長に対し、管轄区域内に居住し、又は勤務するなど当該区域の実情に精通している者のうちから、少年補導員の委嘱要件（別表）に基づき、少年補導員に適任と認められる者を少年補導員適任者推薦書（別記様式第 4 号）により推薦（人身安全・少年課長経由）するものとする。ただし、再委嘱として推薦する者については、少年補導員（再委嘱者）推薦書（別記様式第 5 号）により行うことができる。

(2) (1)の推薦に当たっては、特定の地域の居住者に偏ることのないよう配慮すること。

3 任務

少年補導員は、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 非行少年等（少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条第 6 号から第 10 号までに規定する非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童をいう。）の発見補導

(2) 少年の規範意識の向上等に資する活動

(3) 有害環境の浄化に資する活動

(4) その他警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

4 任期

少年補導員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、少年補導員が欠けた場合における補欠の少年補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 解嘱

(1) 本部長は、少年補導員が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、4の任期中であっても、これを解嘱することができる。

ア 少年補導員の委嘱要件のいずれかを欠くに至ったとき。

イ 少年補導員の任務を怠ったとき。

ウ 少年補導員にふさわしくない非行その他少年補導員として不適切と認められる行為があったとき。

(2) 署長は、少年補導員が(1)に掲げる解嘱事由のいずれかに該当すると認められるときは、その事由を明らかにして、少年補導員解嘱（辞職）上申書（別記様式第6号）により、速やかに、本部長に解嘱を上申（人身安全・少年課長経由。以下同じ。）しなければならない。

6 辞職

署長は、少年補導員から病気その他の事由により辞職の申出があったときは、少年補導員解嘱（辞職）上申書により、本部長に辞職を上申しなければならない。

7 少年補導員身分証明書等の返納

署長は、少年補導員の任期が満了したとき又は解嘱され、若しくは辞職したときは、少年補導員身分証明書及び記章を返納させ、人身安全・少年課長に送付しなければならない。ただし、引き続き再委嘱された者については返納させる必要はない。

8 定数

少年補導員の署別の定数は、会計年度ごとに本部長が定めるものとする。

第3 連絡会

1 組織

署長は、少年補導員の知識、技能の向上を図るとともに、管轄区域内における非行対策の効果的な実施について連絡協議するため、連絡会を組織するものとする。

2 構成

連絡会は、当該署の少年補導員等をもって構成し、連絡会を代表する者として会員の中から会長を定めるものとする。

3 連絡会の開催

連絡会は、定期的に行うほか、署長の要請又は会長が必要と認めた場合に随時開催するものとする。

4 その他

連絡会は、必要に応じ、学校を始めとした関係機関・団体等の代表者の参加を求めることができる。

第4 運用上の留意事項

署長は、少年補導員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 少年補導員の人選に当たっては、補導に関する熱意が不十分である、名誉職を数多く兼務しているため実践活動が消極的である、あるいは必要以上の干渉にわたる者が選出されることがないように留意し、真に地域の住民から信頼され、尊敬される

者が選出されるよう慎重を期すこと。

- 2 少年補導員を委嘱した場合には、少年非行の傾向、関係法令の基本的知識、少年補導の基本的心構え等について十分教養を実施するほか、連絡会の開催日等をとらえて、随時必要な教養を実施すること。
- 3 少年補導員は、民間協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものではないことを徹底し、行き過ぎ等の批判を受けることがないように指導すること。
- 4 少年警察活動を行うに当たり、協力を依頼する際には、当該少年補導員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、活動内容に最も適合した者を選定すること。

特に、少年相談等の個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが必要な活動については、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術が必要であることから、これらの活動に協力を依頼する際は、当該少年補導員の性別、年齢、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。

- 5 少年補導員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。また、少年補導員活動連絡簿（別記様式第7号）を備え付け、必要事項を記録し、少年補導員の活動状況を把握するとともに、任務遂行中の事故等を考慮し、当該記録により、公務性を明らかにしておくこと。
- 6 少年補導員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないよう徹底すること。

なお、社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意（特定少年（少年警察活動規則第2条第2号に規定する特定少年をいう。）に係る個人情報にあつては、本人の同意）を得てから少年補導員に伝えるようにし、また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。